

論文式試験問題集

[憲法・行政法]

【憲 法】

近時、子どもの貧困が社会問題化する中、子どもが1人でも行ける無料又は低額の食堂である「子ども食堂」を運営するNPO法人やボランティア団体が増えている。一方で、物価の高騰が続いている中、子ども食堂の運営費や食材費の不足が問題となっている。そこで、A市では、子ども食堂支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を作成して、貧困対策や子育て支援政策の一環として、子ども食堂を運営する団体に対し、毎年度、補助金（以下「本件補助金」という。）を交付することにした。

本件補助金の交付対象となるのは、A市内で子ども食堂を運営している法人その他の団体である。A市は、従前から子ども食堂を運営してきた団体が市内に複数あるため、本件補助金の交付対象として、それらの団体を念頭に置いていた。本件補助金の交付を受ける団体は、市長に対し、本件補助金の交付申請に当たり事業計画書及び収支予算書を提出する必要があるほか（要綱第4条）、補助対象事業が完了したときは事業報告書、事業収支決算書等を提出する必要がある（要綱第6条）。また、市長は、本件補助金の交付を受ける団体に対し、必要な報告を求め、又は書類、帳簿等の検査を行うことがある（要綱第7条）。しかし、それらの団体は、A市の行政組織の一部ではなく、自主的に組織・運営されている私的団体であり、A市がその活動に対して指示をしたり、その人事に関与したりすることはない。

ところで、子ども食堂を運営する団体の中には、選挙期間中であるか否かを問わず、その団体名を示して、子育て支援に積極的な公約を掲げている公職の候補者や政党を応援してきた団体がある。A市としては、このような団体に本件補助金を交付することは、あたかもA市が当該候補者や政党を支援しているかのような誤解を与えかねず、特に子ども食堂を利用する子どもの保護者に対し、その投票に関する意思決定に影響を与えるおそれがあると考えた。そこで、要綱上、本件補助金の交付を受ける団体には、特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦するなどの行為を禁止し（要綱第8条第1号）、違反があった場合には本件補助金の交付決定の取消しと返還命令の対象となる（要綱第9条第3号）ものとした。

他方、宗教団体が子ども食堂を運営する場合について、要綱上、宗教団体も本件補助金の交付対象から排除されていない。例えば、宗教法人B寺が運営する子ども食堂は、次のようなものである。まず、子ども食堂は、子どもの保護者がB寺の檀家であるか否かにかかわらず、誰でも利用することができる。子ども食堂は、B寺の敷地内にある集会施設を使用しているが、当該集会施設は、本堂のような宗教施設そのものではなく、一般的な集会施設と変わるものではない。ただし、食事をする部屋の壁には、B寺の住職が仏典から引用した仏の教えや人生の導きとなるような名言や標語が掲示されている。提供される食事は、特に宗教の教義に沿ったものではなく、食事の際には、手を合わせて、「いただきます。」「ごちそうさまでした。」という挨拶をするよう指導がなされているが、それ以上に、食事の前後にお祈り等をするものもない。子どもやその保護者に対してB寺が主催するお祭りその他の宗教行事の案内がなされることがあり、これら行事への参加は子ども食堂を利用するための条件ではないが、子ども食堂を利用する子どもやその保護者の約半数が参加している。A市内には、このようなB寺と同様のやり方で子ども食堂を運営するキリスト教の教会などの宗教法人が複数あり、A市としては、それらのいずれも本件

補助金の交付対象とする予定である。

この要綱の取りまとめに携わった A 市の担当者は、この要綱に関わる憲法上の問題について意見を求めるため、法律家のもとを訪れた。

〔設問〕

あなたが意見を求められた法律家であるとして、以下の(1)から(3)までについて、あなた自身の見解を述べなさい。その際、必要に応じて参考とすべき判例に言及しつつ論じること。

- (1) 私的団体に対して本件補助金を交付することの合憲性
- (2) 本件補助金の交付を受ける団体に対し、要綱第 8 条第 1 号に定める行為を禁止することの合憲性
- (3) B 寺に対して本件補助金を交付することの合憲性

【資料】A市子ども食堂支援事業補助金交付要綱（抄）

（補助金の交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に申請するものとする。

- 一 事業計画書
- 二 収支予算書

（補助金の交付の決定）

第5条 市長は、前条の書類を受理した場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請団体に対し書面により通知する。

（実績報告）

第6条 補助金の交付を受ける団体（以下「補助団体」という。）は、補助対象事業が完了したときは、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- 一 事業報告書
- 二 事業収支決算書
- 三 その他市長が必要と認めたもの

（報告徴収及び検査）

第7条 市長は、補助団体に対し、随時、必要な報告を求め、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（禁止事項）

第8条 補助団体は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。（第2号以下略）

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 一 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
- 二 補助金を補助対象経費以外の用途に使用したとき
- 三 前条各号に掲げる行為があったとき

【行政法】

A県内のB市は、道路の整備に関する都市計画を決定するため、都市計画法第17条第1項の規定により、その旨を公告し、都市計画の案（以下「本計画案」という。）を公衆の縦覧に供した。本計画案では、B市中央部を南北に縦断する国道（幅員15.5メートル。以下「本件国道」という。）の約1キロメートル西方に位置するB市立総合医療センター（以下「本件医療センター」という。）入口付近を起点とし、起点から東方向に、歴史を有する街道や寺社が点在する住宅地（文化財保護法等の法令による保存地区として選定されたものではない。以下「C地区」という。）を横断して、本件国道に接続する都市計画道路（幅員16メートル、延長約1060メートル。以下「本件都市計画道路」という。）を整備するものとされた。本件都市計画道路の整備については、その規模が小さいため、法律又は条例による環境影響評価が義務付けられていない。

Dは、C地区内に所有する土地及び建物に70年以上居住しており、本件都市計画道路の区域には、同土地及び建物が含まれていた。また、Eは、本件都市計画道路と本件国道との交差点から北西方向に約10メートル離れた場所に所有する土地及び建物に居住していた。D及びEは、都市計画法第17条第2項の規定により、それぞれ以下の内容の意見書を提出した。すなわち、Dは、C地区の歴史ある静穏な生活環境が保全されるべきであり、C地区を本件都市計画道路の区域に含めるべきでない旨を主張した。また、Eは、本件国道及び本件都市計画道路の両方から発生する騒音により著しい被害を受けるおそれがあるので、本件都市計画道路を整備すべきでない旨を主張するとともに、本計画案では防音壁の設置等の騒音防止措置が全く予定されていないことを指摘した。

B市は、同法第19条第1項の規定により、B市都市計画審議会（以下「本件審議会」という。）に本計画案を付議するとともに、同条第2項の規定により、D及びEの意見書の要旨を本件審議会に提出した。B市の担当者は、本件審議会の会議において、本件都市計画道路が本件医療センターと本件国道を結ぶ最短の線形であって、救急搬送時間が短縮されるなど、本件医療センターへの住民のアクセスを大きく向上させるものであること、C地区を迂回して都市計画道路を整備すると、工事の区間が長くなるので、収用の対象になる土地及び建物の件数が増えることを説明した。また、同担当者は、専門業者に委託して環境調査を実施したところ、Eの居住地付近では本件国道及び本件都市計画道路の両方から騒音が発生し、環境基準を超過することが予測されるものの、防音壁を設置すれば昼夜ともに環境基準を超えない見込みとの結果が得られたこと、本件都市計画道路の供用開始後に騒音調査を行い、環境基準を超過する区間に防音壁を設置する予定であることを説明した。本件審議会は、「本件都市計画道路の供用開始後に騒音調査を確実に実施し、その結果に応じて防音壁の設置等の騒音防止措置を講じること」という意見を付して、本計画案のまま、これを承認する内容の議決をした。

B市は、同条第1項の規定により、本件都市計画道路の整備を内容とする都市計画を決定した（B市については公害防止計画が定められていない。以下「本件都市計画決定」という。）。その後、B市は、本件都市計画決定に基づき同法第60条第1項第3号の事業計画を作成し、A県知事から、同法第59条第1項の規定による認可（以下「本件都市計画事業認可」という。）を

受けた。Eは、本件都市計画事業認可の取消訴訟（以下「本件訴訟」という。）を提起する意向である。これに対してDは、高齢による体力低下等の自身の状態も考慮するようになり、Eと共同訴訟人として本件訴訟を提起するか、それとも用地取得の協議に応じて補償金を受け取るかを迷っている。なお、Dの所有する土地及び建物は、同法第60条第2項第1号にいう事業地に含まれていたが、Eの所有する土地及び建物は、同号にいう事業地には含まれていない。

以上を前提として、以下の設問に答えなさい。ただし、設問2及び設問3に記載した追加の事実関係は、それぞれ別個独立したものである。なお、関係法令の抜粋を【資料】として掲げるので、適宜参照しなさい。

〔設問1〕

Eの立場に立って、Eが本件訴訟における原告適格を有することの主張を行いなさい。

〔設問2〕

D及びEは、共同訴訟として本件訴訟を適法に提起した。この場合において、本件都市計画事業認可の前提となる本件都市計画決定が違法であるか否かについて、反対の立場にも言及しながら論じなさい（手続上の違法に関わる問題については、検討しなくてよい。）。

〔設問3〕

Dは本件訴訟を提起せず、補償金を受け取ることにした。その上で、Dは、高齢になってから住み慣れたC地区を離れなければならないという精神的損失も、土地収用法第88条の規定により、補償内容に含まれるべきであると主張したいと考えている。Dの主張が認められるべきかどうかを、損失補償の概念を述べた上で論じなさい。

【資料】

○ 都市計画法（昭和43年法律第100号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（都市施設）

第11条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。（以下略）

一 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設

二～十五 （略）

2～7 （略）

（都市計画基準）

第13条 都市計画区域について定められる都市計画（中略）は、（中略）法律に基づく計画（当該都市について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。（中略））及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画に適合するとともに、当該都市の特質及び当該都市における自然的環境の整備又は保全の重要性を考慮して、次に掲げるところに従つて、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する事項で当該都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため必要なものを、一体的かつ総合的に定めなければならない。

一～十 （略）

十一 都市施設は、土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めること。（以下略）

十二～二十 （略）

2～6 （略）

（都市計画の案の縦覧等）

第17条 都道府県又は市町村は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、（中略）市町村の作成に係るものにあつては市町村に、意見書を提出することができる。

3～5 （略）

（市町村の都市計画の決定）

第19条 市町村は、市町村都市計画審議会（中略）の議を経て、都市計画を決定するものとする。

2 市町村は、前項の規定により都市計画の案を市町村都市計画審議会（中略）に付議しようとするときは、第17条第2項の規定により提出された意見書の要旨を市町村都市計画審議会（中略）に提出しなければならない。

3～5 （略）

（施行者）

第59条 都市計画事業は、市町村が、都道府県知事（中略）の認可を受けて施行する。

2～7 （略）

（認可又は承認の申請）

第60条 前条の認可（中略）を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を（中略）都道府県知事に提出しなければならない。

一、二 （略）

三 事業計画

四 （略）

2 前項第3号の事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 収用又は使用の別を明らかにした事業地（都市計画事業を施行する土地をいう。（以下略））

二、三 （略）

3、4 （略）

（認可等の基準）

第61条 （前略）都道府県知事は、申請手続が法令に違反せず、かつ、申請に係る事業が次の各号に該当するときは、第59条の認可（中略）をすることができる。

一 事業の内容が都市計画に適合し、かつ、事業施行期間が適切であること。

二 （略）

（都市計画事業のための土地等の収用又は使用）

第69条 都市計画事業については、これを土地収用法第3条各号の一に規定する事業に該当するものとみなし、同法の規定を適用する。

○ 土地収用法（昭和26年法律第219号）（抄）

（土地等に対する補償金の額）

第71条 収用する土地（中略）に対する補償金の額は、近傍類地の取引価格等を考慮して算定した事業の認定の告示の時における相当な価格に、権利取得裁決の時までの物価の変動に応ずる修正率を乗じて得た額とする。

（移転料の補償）

第77条 収用し、又は使用する土地に物件があるときは、その物件の移転料を補償して、これを移転させなければならない。（以下略）

(通常受ける損失の補償)

第 88 条 第 71 条、(中略) 第 77 条(中略)に規定する損失の補償の外、離作料、営業上の損失、建物の移転による賃貸料の損失その他土地を収用し、又は使用することに因つて土地所有者又は関係人が通常受ける損失は、補償しなければならない。